

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和 8 年 3 月 17 日 大津地方法務局不動産登記部門 登記官 中 村 直 樹
記

- 1 手続番号 第 1600-2025-0012 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大津市仰木二丁目字辻 3223 番